

2022年9月22日

新型コロナウイルス感染症を原因とする医療保険及び団体傷害保険の病気補償プランの保険金・給付金の取扱いの見直しについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された組合員のみなさまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

警察共済組合（以下「組合」といいます。）の医療保険及び団体傷害保険の病気補償プラン（以下「病気補償プラン」といいます。）では、令和2年4月から新型コロナウイルス感染症を原因とする保険金・給付金（以下「給付金等」といいます。）の請求については、「保健所等の指示により指定された病院等以外の施設（ホテル等）又は自宅で療養した場合（いわゆる「みなし入院」）」でも、お支払いの対象とする特例措置を実施していました。

今般、本年9月1日付けで金融庁から生命保険協会等に対して、「みなし入院」による入院給付金等の支払いに関する見直し要請がなされました。これを受け生命保険協会等では、政府において新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の範囲について、今後、withコロナに向けた新たな段階への移行の一環として、全国一律に、重症化リスクの高い方々に限定する方向で検討が行われていることも踏まえ、医療機関や保健所の負担軽減に十分に配慮しつつ、いわゆる「みなし入院」による入院給付金等の支払対象も含めた取り扱い等について検討がなされてきたところです。

その結果、生損保各社においていわゆる「みなし入院」による入院給付金等の支払対象の変更が行われ、当組合の医療保険及び病気補償プランにおいても下記のとおり、同様の取扱いとすることとなりましたので、お知らせします。

1 「みなし入院」による給付金等のお支払い対象

令和4年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い、以下の方々としします。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

なお、令和4年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い方に限らず、これまでどおり給付金等の支払い対象となります。

2 「みなし入院」による給付金等の請求に際し、必要となる書類

(1) 令和4年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された重症化リスクの高い方につきましては、所定の請求書に次のいずれかの書類を添付し、ご提出をお願いします。

- 診断書
- 自治体や医療機関等から発行される「療養証明書」
- My HER-SYS から表示する「療養証明書」
- My HER-SYS から表示する「療養証明書」が取得できない場合、PCR検査や抗原検査等の「検査結果報告書」（氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名のあるもの。個人が独自に実施した抗原検査等の結果は利用不可）
- 自治体または保健所と陽性者がやり取りした「メールの写し」等（氏名・検査日または検査結果判明日があるもの）

(2) 次に該当する方は、それぞれ記載の書類を併せてご提出いただきますようお願いいたします。

- 入院をした方
入院期間がわかる医療機関等の証明書（領収書、退院証明等）
- 新型コロナ治療薬の投与を受けた方又新型コロナウイルス感染症罹患により新たに酸素投与を受けた方
診療明細書等
- 妊婦の方
母子手帳の写し等

なお、令和4年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方が給付金等を請求される場合は、所定の請求書に上記（1）の書類を添付の上、ご提出をお願いします。